平成２５年（フ）第１３１６２号
東京都江東区東陽５丁目25―10―306
破産者　國谷　　学
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２１９号
東京都豊島区西池袋５丁目28―４、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉北３丁目23―８―304
破産者　切封　英二
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２７４号
広島県広島市佐伯区観音台１丁目３―13、開始決定時の住所東京都新宿区西新宿８丁目２―36―206
破産者　川崎　哲司
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５２号
埼玉県草加市新里町705―１　ビラ草加Ａ―201
破産者　五月女正明
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７７号
東京都足立区綾瀬１丁目23―11
破産者　鷲見　　守
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７９号
東京都荒川区東日暮里６―14―７、住民票上の住所山形県山形市西田３丁目１―27
破産者　神保　英美
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４３号
東京都杉並区井草２丁目13―７
破産者　渡邉　一郎
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６６２号
東京都千代田区東神田３丁目１番10号
破産者　有限会社パンドーラ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６６３号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目20―３―104
破産者　林田　展昭
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６６４号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目20―３―104
破産者　林田トモ子
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６６号
東京都渋谷区初台１丁目18番３―235号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区初台１丁目18番３―230号
破産者　株式会社オー・エイチ・ディー
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６７号
東京都渋谷区初台１丁目18番３―235号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区初台１丁目18番３―230号
破産者　株式会社オフィーストップ
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６８号
東京都杉並区堀ノ内２丁目４―11―401、開始決定時の住所東京都中野区南台２丁目９―１―402
破産者　小野　　洋
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８１９号
東京都台東区浅草２丁目27番11号　ライオンズマンション浅草公園101
破産者　株式会社ムービー
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８２０号
東京都江戸川区大杉２丁目16―３―302
破産者　加藤　成美
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７７号
東京都江戸川区平井１丁目22番６号
破産者　有限会社大創金物工業
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７８号
東京都江戸川区平井３丁目７―８―103
破産者　大西　克己
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５５号
東京都東村山市野口町１丁目９番地12
破産者　株式会社庭真工業
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５６号
東京都東村山市野口町４丁目１―13―Ｄ号棟
破産者　眞崎　英男
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５９号
東京都新宿区榎町35番地三四郎ビル
破産者　有限会社ヴォルス
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６０号
埼玉県桶川市寿２丁目３―24
破産者　中村　祐悦
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部